

議案第51号

逗子市消防団員の任免服務等に関する条例等の一部改正について

逗子市消防団員の任免服務等に関する条例等の一部を次のように改正する。

平成30年9月3日提出

逗子市長 平 井 竜 一

逗子市消防団員の任免服務等に関する条例等の一部を改正する条例

(逗子市消防団員の任免服務等に関する条例の一部改正)

第1条 逗子市消防団員の任免服務等に関する条例（平成18年逗子市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「箇月」を「か月」に改める。

別表（第3条関係）中

「

分団別	定数	内訳						
		団長	副団長	庶務部長及び分団長	副分団長	部長	班長	団員
本団	4	1	1	1				1

を

」

「

分団別	定数	内訳						
		団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
本団	4	1	3					

に

」

改める。

(逗子市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 逗子市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年逗子市条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「別表第1」を「別表第1(第2条関係)」に、「庶務部長及び分団長」を「分団長」に改める。

別表第2中「別表第2」を「別表第2(第2条関係)」に改める。

別表第3中「別表第3」を「別表第3(第3条関係)」に改める。

別表第4中「別表第4」を「別表第4(第3条関係)」に改める。

(逗子市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第3条 逗子市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年逗子市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項後段を削る。

第8条の2第1項及び第21条中「箇月」を「か月」に改める。

(逗子市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第4条 逗子市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年逗子市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条後段を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(提案理由)

近年、全国各地で多発している地震や豪雨災害などの大規模災害の発生を受け、本市

の消防団の警備体制をより強固にするための組織改編を平成31年4月1日付けで施行することに伴い、関係諸規定の整備の要あるため提案する。